

目 次

児童福祉法.....	4
第1章 総則.....	4
第2章 福祉の保障.....	14
第3章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設.....	23
第4章 費用.....	28
第5章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(省略).....	30
第6章 審査請求(省略).....	30
第7章 雑則.....	31
第8章 罰則(省略).....	31
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準.....	32
第1章 総則.....	32
第2章 助産施設.....	36
第3章 乳児院.....	36
第4章 母子生活支援施設.....	39
第5章 保育所(省略).....	40
第6章 児童厚生施設.....	41
第7章 児童養護施設.....	42
第8章 福祉型障害児入所施設.....	44
第8章の2 医療型障害児入所施設.....	47
第8章の3 福祉型児童発達支援センター.....	48
第8章の4 医療型児童発達支援センター.....	50
第9章 児童心理治療施設.....	50
第10章 児童自立支援施設.....	52
第11章 児童家庭支援センター.....	55
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：設備の基準 一覧表】.....	56
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：職員の基準 一覧表】.....	59

【ご利用上の注意】

- 1 この条文集には、「児童福祉法」および「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」といいます。）の中で平成30年（前期）保育士試験の「社会的養護」での出題可能性が高いと考えられる条文が掲載されています。

保育士試験「社会的養護」で出題可能性のある「児童福祉法」および「設備運営基準」の条文はほぼ網羅されておりますが、全文をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口 e-G o v（イーガブ）」（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）でご確認ください。
- 2 この条文集に掲載されている各条文の条文番号の後に、**【重要度】**を示しております。各**【重要度】**の意味は、以下のとおりです。

【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。
【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。
【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。
- 3 本文中の重要語句は**ゴシック体**で強調しておりますが、必ずしもその語句だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的で**ゴシック体**を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、**ゴシック体**部分に拘束される必要はありません。
- 4 普段の学習では、そのまま第1条から読んでいくということではなく、問題演習などを行って触れた条文の重要語句にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ条文知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1条からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 5 p56～61に「設備運営基準」の設備・職員の基準の一覧表を掲載しておりますが、こちらの一覧表は、必ずしも設備・職員の基準の条文内容をすべて表しているものではないので、条文を読む際のガイドライン、最後のまとめとしてご利用ください。
- 6 本文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。
- 7 なお、平成29年（前期）保育士試験の筆記試験における法令等の時間的範囲は、「平成28年4月1日以前に施行されたもの」とされていたことから、平成30年（前期）保育士試験の筆記試験では「平成29年4月1日以前に施行されたもの」となると考えられるため、この条文集でも「平成29年4月1日以前に施行されたもの」を掲載しております。

児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の**保護者を支援**しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り**良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① **市町村**（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給**、第24条第1項の規定による**保育の実施**その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

第43条の2【重要度A】

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第44条【重要度A】

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第44条の2【重要度A】

- ① 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
- ② 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第44条の3【重要度B】

第6条の3各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センターを除く。）の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第45条【重要度A】

- ① 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であって、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあっては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- ③ 児童福祉施設の設置者は、第1項の基準を遵守しなければならない。
- ④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第8章の4 医療型児童発達支援センター

第68条（設備の基準）【重要度A】

医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

第69条（職員）【重要度A】

医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある医療型児童発達支援センターにあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

第70条（入所した児童に対する健康診断）【重要度B】

医療型児童発達支援センターにおいては、第12条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第71条（生活指導等）【重要度A】

医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第50条第1項、第52条及び第65条の規定を準用する。

第9章 児童心理治療施設

第72条（設備の基準）【重要度A】

児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

第73条（職員）【重要度A】

- ① 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第6項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- ② 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：設備の基準 一覧表（保育所を除く）】

《社会的養護の施設》

（注） 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児院 を 入 所 さ せ る	乳 児 十 人 未 満	施 設 母 子 生 活 支 援	児 童 養 護 施 設	施 設 児 童 心 理 治 療	施 設 児 童 自 立 支 援
相談室	◎	◎		◎	◎	◎	◎
児童の居室					◎*1	◎*2	◎*2
調理室	◎				◎	◎	◎
浴室	◎				◎	◎	◎
便所	◎				◎	◎	◎
医務室				△	△	◎	△
静養室				△	△	◎	△
職業指導に必要な設備					◎		◎
学科指導に関する設備							○
遊戯室						◎	
心理検査室						◎	
工作室						◎	
寝室	◎*3						
観察室	◎*4					◎	
診察室	◎						
病室	◎						
ほふく室	◎						
養育のための専用の室		◎*5					
母子室（調理設備・浴室・便所を備える）				◎*6			
集会、学習等を行う室				◎			
保育所に準ずる設備				△			

◎ 設置義務あり。

○ 原則として設置義務あり（一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。

*1 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上）

*2 1室4人以下、児童1人につき4.95㎡以上

*3 乳幼児1人につき2.47㎡以上

*4 乳児1人につき1.65㎡以上

*5 1室につき9.91㎡以上、乳幼児1人につき2.47㎡以上

*6 1世帯につき1室以上、30㎡以上

《障害児入所施設》

施設の種類	福祉型障害児入所施設					医療型障害児入所施設		
	共通	知的障害のある児童	盲児	ろうあ児	肢体不自由のある児童	共通	自閉症児	肢体不自由のある児童
主として入所させる障害児								
児童の居室	◎*	◎*	◎*	◎*	◎*			
調理室	◎	◎	◎	◎	◎			
浴室	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
便所	◎	◎	◎	◎	◎			
医務室	◎	○	○	○	◎			
静養室	◎	◎	○	○	◎		◎	
職業指導に必要な設備		◎	◎	◎				
遊戯室			◎	◎				
訓練室			◎	◎	◎	◎	◎	◎
屋外訓練場					◎			◎
音楽に関する設備			◎					
映像に関する設備				◎				
身体の機能の不自由を助ける設備			◎		◎			◎
階段の傾斜を緩やかに			◎		◎			◎
医療法に規定する病院として必要な設備						◎	◎	◎
ギプス室								◎
特殊手工芸等の作業をするに必要な設備								◎
義肢装具を制作する設備								○

◎ 設置義務あり。

○ 原則として設置義務あり（一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。

* 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上）